

平成 19 年 3 月 5 日付津市監査委員告示第 2 号公表分

久居総合支所（総務課）

（１）土地賃貸借契約の在り方について

監査の結果	久居総合支所職員駐車場運営協議会が民間の土地所有者から職員駐車場用地として賃借している土地の一部を、市が公用車駐車場用地として同協議会から転借しているが、民法第 612 条の規定（賃貸借の譲渡及び転借の制限）を踏まえ、賃貸借契約の在り方について整理されたい。
措置の内容	久居総合支所職員駐車場運営協議会が締結した賃貸借契約は平成 19 年 3 月 31 日で期間が満了したことから、市は、同年 4 月 1 日付けで、当該土地の所有者と直接賃貸借契約を締結した。

（２）行政財産の使用許可への変更について

監査の結果	市民会館駐車場内に電力会社の電柱等の設置のため、土地の賃貸借契約が締結されているが、当該駐車場は行政財産であり、原則貸付禁止とされていることから、使用許可への変更など適切に整理されたい。
措置の内容	当該賃貸借契約は平成 19 年 3 月 31 日をもって解約し、同年 4 月 1 日付けで行政財産の使用許可をした。